

議案第71号

沼田市手数料条例の一部を改正する条例について

沼田市手数料条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年8月31日提出

沼田市長 横山 公一

沼田市手数料条例の一部を改正する条例

沼田市手数料条例（平成12年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

住民票記載事項の証明	1件につき 300円	を
個人番号カードの再交付	1件につき 800円	

住民票記載事項の証明	1件につき 300円	に
------------	------------	---

改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。